

# 河川敷地占用許可準則に例示していない施設の 占用許可の事例について

～河川敷地利用の多様なニーズへの対応～

平成30年2月

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課

# 準則に例示していない施設の占用許可の事例について①

別紙

～河川敷地利用の多様なニーズへの対応～

- 占用施設は、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第七及び第二十二第三項に例示された「公園」、「運動場」等以外にも、「その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設」等が対象となっています。具体的には、市民農園や、占用許可を受けた公園、運動場等の一部にバーベキュー場、ドッグラン等を設けている事例があります。

第一号 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

- イ 公園、緑地又は広場、ロ 運動場等のスポーツ施設、ハ キャンプ場等のレクリエーション施設、
- ニ 自転車歩行者専用道路

道の駅「クレール平田」  
(岐阜県海津市)



米代川農業体験広場  
(秋田県北秋田市)



## 占用の事例

市民農園、農業体験広場、道の駅、桜づつみ、バス停の待合室 等

このほか、※に記載した施設もある。

※ 準則第七第1項第二号「その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設」、第三号「その他の地域防災活動に必要な施設」、第四号「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」、第五号「その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設」に該当する場合も占用施設の対象となる。

都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場、二 イベント施設、三 遊歩道、四 船着場、五 (略)、六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等、七～十 (略)、
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

竹田公園沿いの河川敷広場  
(鮎やな) (大分県臼田市)



早川町オートキャンプ場  
(オフロードコース)  
(山梨県早川町)



## 占用の事例

道の駅、公園、鮎やな、青空市、カヌー保管庫、オフロードコース、観光農園、椎茸生産団地、バンジージャンプ施設 等

# 準則に例示していない施設の占用許可の事例について②

～河川敷地利用の多様なニーズへの対応～

別紙

## 例示していない施設の占用許可の事例

### 1. 準則第七第1項の占用施設

施設	河川名	河川管理者	占用主体	概要
北秋田市農業体験広場	米代川	東北地整	秋田県 北秋田市	地元伝統野菜の復活事業や学校教育のための「農業体験広場」
長野市市民農園	犀川	北陸地整	長野県 長野市	長野市が耕作を希望する市民に貸出しを行う「市民農園」
坂城町老人クラブ 向け家庭菜園	千曲川	北陸地整	長野県 坂城町	坂城町が老人クラブ会員向けに貸出しを行う「家庭菜園」
通学路	庄川	北陸地整	富山県 射水市	地元小中学校へ通う生徒が利用する「通学路」
バス停の待合室	千曲川	北陸地整	長野県 飯山市	近隣住民等が利用する「バス停及び小型の待合所」
春日井市市民農園	庄内川	中部地整	愛知県 春日井市	春日井市が耕作を希望する市民に貸出しを行う「市民農園」
道の駅(クレール 平田)	長良川	中部地整	岐阜県 海津市	長良川の河川区域に設置された「道の駅」(クレール平田)

※「河川管理者」及び「占用主体」の欄は、組織名を記載。以下同じ。

# 準則に例示していない施設の占用許可の事例について③

～河川敷地利用の多様なニーズへの対応～

別紙

## 例示していない施設の占用許可の事例

### 1. 準則第七第1項の占用施設(続き)

施設	河川名	河川管理者	占用主体	概要
桜つつみ	円山川	近畿地整	兵庫県豊岡市	円山川で桜(ソメイヨシノ)等を植栽するため、堤防との縁切りを設けた上で堤防腹付けを行い設けた「桜つつみ」
ボートコース	肱川	四国地整	愛媛県	鹿野川ダムにおけるボート競技振興のための「ボートコース」

### 2. 準則第二十二第3項の占用施設(都市・地域再生等利用区域)

施設	河川名	河川管理者	占用主体	概要
アイヌ文化有用植物収穫体験施設	沙流川	北海道開発局	北海道平取町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「平取地域イオル再生事業」の指定</li> <li>・イオル(アイヌ伝統的生活空間)再生事業の一環としての「アイヌ文化有用植物収穫体験施設」等</li> </ul>
オフロードコース	早川	山梨県	山梨県早川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「早川町オートキャンプ場」の指定</li> <li>・自動車向けの「オフロードコース」、バーベキュー場</li> </ul>
道の駅(パティオ新潟)	刈谷田川	新潟県	新潟県見附市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「刈谷田川防災公園」の指定</li> <li>・刈谷田川の河川区域に設置された「道の駅」(パティオ新潟)</li> </ul>
舟小屋	通船川	新潟県	NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「通船川河口の森区域」の指定</li> <li>・「舟小屋」(カヌー保管庫)、トイレ等</li> </ul>

# 準則に例示していない施設の占用許可の事例について④

～河川敷地利用の多様なニーズへの対応～

別紙

## 例示していない施設の占用許可の事例

### 2. 準則第二十二第3項の占用施設(都市・地域再生等利用区域)(続き)

施設	河川名	河川管理者	占用主体	概要
カヌー保管庫	太田川	中国地整	広島県 広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「太田川放水路泊地」の指定</li> <li>・「カヌー保管庫」、施設管理事務所、カヌー用浮き栈橋等</li> </ul>
青空市	吉井川	中国地整	岡山県 和気町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「吉井川河川公園の休憩所」の指定</li> <li>・桜づつみ公園の一環としての「青空市」、休憩所等</li> </ul>
鮎やな	筑後川	九州地整	大分県 日田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域「竹田公園沿い河川敷広場」の指定</li> <li>・「鮎やな」、飲食店、広場等</li> </ul>
椎茸生産団地	川辺川	九州地整	熊本県 五木村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市・地域再生等利用区域の指定</li> <li>・「観光農園」や「バンジージャンプ施設」等</li> </ul>
観光農園	川辺川	九州地整	熊本県 五木村	
バンジージャンプ施設	川辺川	九州地整	熊本県 五木村	
五木源パーク(公園)	川辺川	九州地整	熊本県 五木村	

# 準則に例示していない施設の占用許可の事例について⑤

～河川敷地利用の多様なニーズへの対応～

別紙

## 占用許可を受けた公園等の中に設置された施設の事例

### 準則第七第1項の占用施設

施設	河川名	河川管理者	占用主体	概要
北見市ハーブ園	常呂川	北海道開発局	北海道北見市	公園として占用許可を受け、市民参加型のハーブ園を設置
むかわ町スケートリンク	鷓川	北海道開発局	北海道むかわ町	公園として占用許可を受け、冬季はスケートリンクを設置
荒川岩淵関緑地バーベキュー場	荒川	関東地整	東京都北区	公園として占用許可を受け、公園内の一部に「バーベキュー場」を設置
新河岸川左岸公園(ドッグラン)	新河岸川	埼玉県	埼玉県志木市	公園として占用許可を受け、公園内の一部に「ドッグラン」を設置
わんわん広場(ドッグラン)	隅田川	東京都	東京都中央区	公園として占用許可を受け、公園内の一部に「ドッグラン」を設置
秋川橋河川公園バーベキューランド(バーベキュー場)	秋川	東京都	東京都あきる野市	公園として占用許可を受け、公園内の一部に「バーベキュー場」を設置
信濃川右岸運動公園(ドッグラン)	信濃川	北陸地整	新潟県長岡市	運動場として占用許可を受け、運動場内の一部に「ドッグラン」を設置
中央公園(モニュメント)	旧太田川	中国地整	広島県広島市	公園として占用許可を受け、公園内の一部に「モニュメント」を設置

## ○占用許可にあたっての基準等

占用許可にあたっては、河川管理者が以下に示す基準や手続きにより審査を行います。

※本資料に示した事例も同様に審査が行われております。

### <基準>

河川法第24条の審査基準である河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達）及び関連する通達等により審査されます。

(例) 占用主体	地方公共団体等(準則第6及び第22第4項)
治水上又は利水上の制限	洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないもの等(準則第8)
他者との利用調整	他の者の河川の利用を著しく妨げないもの等(準則第9)
土地利用状況等との調整	河川及びその周辺の土地利用の状況などとの調和等(準則第11)

### <手続き>

管轄する河川事務所又は出張所等(※)に申請書・添付図書を提出

・通常、申請から許可までに、1～3ヶ月程度(※1)かかります。

・申請内容及び手続き等については、申請の前に時間的余裕をもって、管轄する河川事務所または出張所等(※2)にご相談ください。

※1 補正に要した期間は含まれません。

※2 国土交通省の管理する河川の問い合わせ先は以下のページをご参照ください。

国土交通省ホームページ「日本の川」

[http://www.mlit.go.jp/river/toukei\\_chousa/kasen/jiten/nihon\\_kawa/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/index.html)

(本資料に関する問い合わせ窓口)

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 企画係

〒100-8918東京都千代田区霞が関2-1-3 代表電話 03-5253-8111